

手続きについてのご案内（転出）

No.	手続き項目	手続きの内容	受付窓口
1	印鑑登録	印鑑登録されていた方は窓口へ登録証をお返しください。	市民課 または 稲垣・車力出張所
2	個人番号カード	新住所地で住所変更の手続きが必要です。 個人番号カードを申請中の方は取消しされますので、新住所地で改めて申請をお願いします。	
3	国民健康保険	国保加入者が転出された時は、喪失手続きが必要です。	国保年金課 または 稲垣・車力出張所
4	後期高齢者医療	保険料還付口座の届出が必要です。	
5	介護保険	65才以上の方は、還付口座の届出と介護保険被保険者証の返還が必要です。	介護課
6	小・中学校児童生徒	転出後も引き続き今までの学校に通学したい場合は、就学手続きが必要です。	教育委員会(松の館) 0173-49-1201
7	児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	手当を受給している方は手続きが必要です。	子育て健康課 ※No.7～9のみ 稲垣・車力出張所でも 手続き可能
8	乳幼児医療 ひとり親医療 すこやか医療	乳幼児・高校生以下のお子さんがある方は手続きが必要です。	
9	保育所・認定こども園	入園されているお子さんがいらっしゃる方は手続きが必要です。	
10	妊婦の健康診査	つがる市の妊婦健診の受診券(黄色)は使用できません。転入先で新たに交付を受けてください。	
11	乳幼児・児童・生徒の 予防接種	つがる市からお渡した予診票は破棄し、転入先で新たに予診票の交付を受けてください。	健康推進課 (つがる市民健康づくりセンター内) 0173-23-4311
12	上水道	使用中止手続き	津軽広域水道企業団 西北事業部 0173-25-2711
13	下水道	使用中止手続き	下水道課